

割引関係

③ 精神障害者旅客運賃割引取扱基準

2025. 4. 1 制定

標記について下記のとおり取扱う。

1. 割引の取扱いをする精神障害者の範囲

精神障害者保健福祉手帳制度要領（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）に規定する精神障害者保健福祉手帳（発行自治体によりカード化されたもの、「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和 2 年 10 月 19 日国鉄事第 304 号国土交通省鉄道局長通知）でマイナンバーAPI と連携しているスマートフォン用アプリケーションソフトを含む。以下同じ。）の交付を受けているものをいう。

2. 前項の精神障害者を、次に掲げる第 1 種精神障害者、第 2 種精神障害者に分ける。

(1) 第 1 種精神障害者

日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

(2) 第 2 種精神障害者

- ① 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ② 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(3) 介護者

- ① 精神障害者が、第 1 種精神障害者及び定期券を使用する 12 歳未満の第 2 種精神障害者であるときは、精神障害者 1 人に対して、1 人の介護者を付けることができる。この場合、精神障害者が車いすを使用しているときは、当社線内に限り、介護者は 2 人まで認める。
- ② 介護者とは、係員が認めた介護能力のある者で、精神障害者と購入する乗車券の種類・乗車区間及び有効期間等が同一で、かつ、同時に購入するものでなければならない。

また、精神障害者に対して通学定期券を発売する場合でも、介護者に発売する定期券は、通勤定期券に限る。

割引関係

3. 割引取扱区間

- (1) 当社線……全線
- (2) 他社線……連絡運輸区域内

(注) 大阪市高速電気軌道線および京都市交通局線を除く。

4. 割引乗車券の発行方

- (1) 普通乗車券

券売機又は、特別補充券等により発行し、発売時あるいは乗車時に精神障害者保健福祉手帳を確認する。特別補充券により発行する場合には精神障害者には㊦、介護者には㊧と表示する。

- (2) 回数乗車券

京阪線は券売機（旅客営業規則（以下「規則」という。）第90条第1項第1号に定めるもの）により発行し、大津線は一般用回数券（規則第90条第1項第2号に定めるもの）により発行するものとし、発売時に精神障害者保健福祉手帳を確認する。一般用回数券により発行する場合には券面に㊦と表示する他、割引の表示をする。

- (3) 定期乗車券

精神障害者保健福祉手帳の呈示により発売する。精神障害者には㊦、介護者には㊧と表示する。

(注) 精神障害者の小児定期券は、割引を行わないが、乗車券面に所定の表示をする。

割引関係

5. 割引乗車券の種類および割引率

種 別	乗車券	割 引 内 容
第1種精神障害者	単独	普 通 ×
		回数券 ×
		定 期 ×
	介護者つき	普 通 ○精神障害者・介護者とも 5割引 ○精神障害者が乳幼児の場合は、 精神障害者は無賃、介護者は 5割引
		回数券 ○精神障害者・介護者とも 5割引 ○精神障害者が乳幼児の場合は、 精神障害者は無賃、介護者は 5割引
		定 期 ○精神障害者・介護者とも 5割引 ○精神障害者が小児の場合は介護者のみ 5割引 ○精神障害者が乳幼児の場合は、 精神障害者は無賃、介護者は 5割引 (注) 精神障害者には、通勤又は通学定期券を発売 するが介護者には通勤定期券に限り発売する。
第2種精神障害者	単独	普 通 ×
		回数券 ×
		定 期 ×
	介護者つき	普 通 ×
		回数券 ×
		定 期 ○精神障害者が小児の場合は介護者のみ 5割引 ○精神障害者が乳幼児の場合は、 精神障害者は無賃、介護者は 5割引 (精神障害者が大人の場合は割引をしない。)

6. 乗車券の効力

精神障害者と介護者が同一列車によって旅行する場合に限り有効とする。

7. 精神障害者保健福祉手帳の携帯

乗車券購入の際及び乗車中は精神障害者保健福祉手帳を携行して、係員が請求するときは、いつでも呈示しなければならない。

8. 払いもどし及び乗車変更

精神障害者と介護者について、同時に取扱いをする場合に限り、所定通り取扱う。

9. 報告方

精神障害者に対する乗車券を発売した場合は、日報で報告する。

割 引 関 係

10. その他

発売時に確認する精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）
について

2025 年 4 月 1 日より当分の間、手帳記載の等級を種別に読み替えて、割引を適用した乗車券の発売を行う。（精神障害者保健福祉手帳の有効期限は 2 年とされていることから、読み替えを行う期間は 2027 年 3 月末までを予定。）

手帳の等級	読み替える種別
障害等級 第 1 級	旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第 1 種
障害等級 第 2 ・ 3 級	旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第 2 種

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがある。
- 2 前項による変更の際しては、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。

割引関係

[参 考]

○精神障害者保健福祉手帳紙様式の一例

(裏表紙)	(表表紙)
備 考 注1) 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。 注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。	障 害 者 手 帳 都道府県（指定都市）名
(内面左) 3 cm 4 cm 写 真 ベ ス ト 半 裁 氏名 住所 生年月日 障害等級 手帳番号 旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額 第一種・第二種	(内面右) 交付日 年 月 日 有効期限 年 月 日 (更新) (更新) (更新) (更新) 都道府県（指定都市）名 印 〔精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳〕

(注意)縦9cm×横6cmを標準とすること。

- (注) ①「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄が第1種あるいは第2種であるかを確認する。
- ② 様式については各都道府県により些少の違いがある。

割引関係

○精神障害者保健福祉手帳カードの様式の一例

(表)

写真	ベスト半裁	障害者手帳				12mm	2mm
		氏名	住所	生年月日	年 月 日		
		障害等級					
		手帳番号			号		
		交付日	年 月 日				
		有効期限	年 月 日				
旅客鉄道株式会社等		都道府県 名		印			
旅客運賃減額		第一種・第二種 (指定都市)					
85.60mm							
53.98mm							
27.5mm							
22mm							

(裏)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳	
有効期限の更新 (更新)	(更新)
(更新)	(更新)
備考	
注1) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。 注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。	

(注) ① 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄が第1種あるいは第2種であるかを確認する。

② 様式については各都道府県により些少の違いがある。

○スマートフォン用アプリケーションソフトの様式については、「身体障害者旅客運賃割引取扱基準」を参照のこと。